

GIGA スクール端末整備購入（Chromebook デタッチャブル）仕様書

1. 案件名

令和7年度三重県公立小中学校等における学習者用端末購入（Chromebook デタッチャブル）

2. 概要

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想が推進された。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。

一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、令和6年から令和10年にかけて端末を計画的に更新するため、県域での共同調達を実施する。

3. 端末調達に係る基本的な条件

- a. 1台あたりの見積上限額：55,000円（税込）
- b. 提案金額には、オプションの内容を除く本仕様書に記載のすべてに関わる費用を含むこと
- c. オプションについては各市町が必要に応じて選択し調達するものとする。
- d. 法令が遵守された端末を導入すること。また、品質・耐久性と、サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- e. 全ての納入機器等は新品とし、中古品または再生品等は認めない。
- f. 機器等の数量については本仕様書に記載の機器等の数字を基本とするが、最終的な数量は調達する各市町の予算の成立後に確定するものとする。
- g. 各市町の契約可否は、各市町の議会における予算案及び契約に関する予算案、契約に関する議決により決定するものとする。議会において予算案等が通過しない市町については契約実施を無効とする。
- h. 本調達の範囲は、端末等の納入、キitting、GIGAスクール無線ネットワークへの接続設定、動作確認とし、その後各市町が独自に導入する学習支援ソフト等の設定作業は調達範囲に含まない。

4. 各市町の台数・納入場所・納入期限

各市町の台数・納入場所・納入期限は下表のとおりとする。

市町	台数	納入場所	納入期限
伊賀市	6,485	各学校の指定する場所（各校1か所）に搬入	令和7年8月8日
合計	6,485		

5. 各市町・学校ごとの配送先

各市町・学校ごとの台数・配送先は下表のとおりとする。

市町名	配送先	所在地	電話番号	搬入台数	搬入する部屋の数
伊賀市	上野東小学校	伊賀市緑ヶ丘中町 4352	0595-21-0314	570	1
伊賀市	上野西小学校	伊賀市上野丸之内 112	0595-21-2820	649	1
伊賀市	久米小学校	伊賀市久米町 544	0595-21-1464	166	1
伊賀市	上野北小学校	伊賀市西高倉 3146	0595-21-0992	182	1
伊賀市	府中小学校	伊賀市東条 88	0595-23-3029	225	1
伊賀市	中瀬小学校	伊賀市西明寺 105	0595-21-0270	107	1
伊賀市	友生小学校	伊賀市ゆめが丘 2-11	0595-21-4815	401	1
伊賀市	上野南小学校	伊賀市沖 265	0595-37-0302	143	1
伊賀市	成和東小学校	伊賀市猪田 1350	0595-21-4708	87	1

伊賀市	成和西小学校	伊賀市大内 624	0595-20-1006	82	1
伊賀市	三訪小学校	伊賀市三田 1652	0595-21-0719	99	1
伊賀市	柘植小学校	伊賀市柘植町 2343	0595-45-2004	143	1
伊賀市	西柘植小学校	伊賀市新堂 160	0595-45-3004	113	1
伊賀市	壬生野小学校	伊賀市川東 1786-3	0595-45-3054	174	1
伊賀市	島ヶ原小学校	伊賀市島ヶ原 514-2	0595-59-2003	71	1
伊賀市	阿山小学校	伊賀市馬場 1045	0595-43-0043	245	1
伊賀市	大山田小学校	伊賀市平田 25	0595-47-0350	268	1
伊賀市	青山小学校	伊賀市阿保 1789	0595-52-0040	370	1
伊賀市	崇広中学校	伊賀市上野丸之内 78	0595-21-0335	472	1
伊賀市	緑ヶ丘中学校	伊賀市緑ヶ丘本町 4153	0595-21-0815	567	1
伊賀市	城東中学校	伊賀市印代 450	0595-26-7022	327	1
伊賀市	上野南中学校	伊賀市森寺 1488	0595-36-9080	196	1
伊賀市	柘植中学校	伊賀市柘植町 1881	0595-45-2059	71	1
伊賀市	霊峰中学校	伊賀市新堂 160	0595-45-3024	147	1
伊賀市	島ヶ原中学校	伊賀市島ヶ原 514-2	0595-59-2045	57	1
伊賀市	阿山中学校	伊賀市千貝 10	0595-43-0114	180	1
伊賀市	大山田中学校	伊賀市平田 655	0595-47-0310	125	1
伊賀市	青山中学校	伊賀市阿保 1870	0595-52-1000	227	1
伊賀市	教育研究センター	伊賀市上友生 785	0595-21-8839	21	1

6. 機器仕様

満たすべき機器の仕様は下表のとおりとする。

項目	内容
OS	ChromeOS (ChromiumOS や ChromeOS Flex でないこと)
端末形状	デタッチャブル型
CPU	MediaTek Kompanio 520 と同等以上
ストレージ	32GB 以上
メモリ	4 GB 以上
画面	10~11 インチ程度 タッチパネル対応、USI 対応であること
キーボード	JIS 配列であること
タッチペン	本体に収納でき、USI 規格対応のもの
カメラ	インカメラ及びアウトカメラ搭載 いずれかにオートフォーカス機能があること。 二次元コードを正しく読み取れる性能を有すること。
インターフェース	USB 端子を 2 つ以上有すること (うち 1 つ以上は TypeC 端子を有すること) マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること
無線インターフェース	Wi-Fi6 IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上 Bluetooth 対応
耐久性	MIL-STD-810 H に準拠した衝撃、落下試験をクリアしていること
Google のライセンス	Google GIGA License を付属させること 端末本体の納入時期に関わらず、可能な限り早期に利用可能な状態とすること。
バッテリー稼働時間	12 時間以上
重さ	1.2kg 程度を超えないこと
付属品	AC アダプタ (端末メーカー純正品であること) USB Type-C ⇄ コンセントプラグ (100V2P)

その他	1 適切なセキュリティ対策として以下の機能を有すること (1) マルウェアから端末を保護する機能 (2) ストレージにデータを暗号化して保存する機能 2 OSの自動更新期限が令和15(2033)年6月以降の製品であること 3 技術基準適合証明等を受けていること 4 全台を同一機種・同一型番・同一色で揃えること
-----	--

7. キット等仕様の仕様

a. シールの貼付

- i. 端末番号等のシール（剥離や摩耗しづらいもの）を2部ずつ貼付すること。
- ii. シールは契約成立後に詳細な印字内容、貼付位置等を協議して決定すること。
- iii. シールの貼付に要する施設は受注者が用意すること。

b. 端末設定（プロビジョニング）

- i. 端末の企業登録を実施するとともに指定する Asset ID 等を設定すること。
なお、詳細な設定値や設定用 Google アカウント等は契約締結後に各市町に提示する。
- ii. Asset ID とシリアル番号、配送先の対応表を作成し各市町に納品すること。
- iii. 端末設定に要する施設は受注者が用意すること。
- iv. 端末設定（プロビジョニング）時に端末の初期不良が発見された場合は、当該端末の修繕等を行ってから搬入すること。

c. 搬入

- i. 各市町の指定する場所まで端末を搬入すること。
- ii. 搬入の詳細な日時及びルート等は、契約締結後に受注者が各市町と直接協議して決定すること。
- iii. 建物を破損するおそれがない場合は搬入時に養生する必要はない。
- iv. 搬入が完了したら搬入場所の責任者と搬入した数量を確認し、搬入完了を証する書面を作成して各市町に提出すること。

8. 提出書類

a. 端末に付属する保証書（原本）

各市町が指定する並び順でフォルダやファイル等に収納して、発注者に一括して提出すること。

b. 搬入完了を証する書面

c. Asset ID とシリアル番号、配送先の対応表

9. オプション

以下については、市町ごとに本調達の契約に含めるか選択する。提供可能な事項について、提案を行うとともに見積書を提示すること。

a. 保護フィルム

- ・受注者は保護フィルムを本体に貼り付けた状態で納品すること。

b. ケース・カバー

- ・共通仕様においてケース・カバー一体型の端末を提案している場合、追加提案は不要とする。
- ・ケース・カバー一体型の端末でない場合は、受注者はケース・カバーに収納せず、納品を行うこと。

c. 更新対象端末の回収・処分

- ・更新対象端末等は、GIGA 第1期で調達した機器を対象とし、リユース又はリサイクルを基本として、各市町から回収すること。
- ・現時点における回収する更新対象端末等の想定数は下表の通りとする。

- ・ 端末を処理する事業者は小型家電リサイクル法に基づく認定事業者または資源有効利用促進法に基づく製造事業者等であること。
- ・ 回収・処分にあたっては、関連法令を遵守すること。
- ・ 引取り端末が有価である場合は、見積書内に下取り価格を別に記載すること（下取り価格と端末購入価格が明確に区分されること）。
- ・ 回収、廃棄の際には引取り端末の記録を復元不可能な状態に消去した後に、端末の廃棄やデータ消去に係る証明書を発行すること。

市町名	更新対象端末のメーカー・型番	更新対象端末の入札日	引渡し予定日	予定台数	回収場所
伊賀市	dynabook K50	令和2年9月24日	令和7年10月	6,998	市内1箇所

10. その他

受注者は、納入完了後5年の間、端末の修繕、追加購入等に可能な限り応じること。ただし、その費用については、依頼した市町がその都度支払うものとする。既存の保守業者がある場合は既存保守業者を通じた修理等の対応を可能とすること。